

(3) 第3種事業に関する調

(単位：人，千円)

業種	課税人員			所得金額			事業主控除額	差引課税所得金額
	所得税課税者	所得税失格者	計	所得税課税者	所得税失格者	計		
医業	266	2	268	2,977,598	12,398	2,989,996	760,770	2,229,226
歯科医業	119	1	120	795,599	5,283	800,882	342,442	458,440
薬剤師業	x	x	x	x	x	x	x	1,067
あん摩等の事業	78	-	78	420,585	-	420,585	222,576	198,009
獣医業	61	1	62	561,831	4,153	565,984	179,317	386,667
装蹄士業	x	x	x	x	x	x	x	4,972
弁護士業	206	1	207	2,373,586	8,717	2,382,303	594,501	1,787,802
司法書士業	138	5	143	1,331,672	20,440	1,352,112	411,318	940,794
行政書士業	28	-	28	129,480	-	129,480	81,200	48,280
公証人業	9	-	9	112,323	-	112,323	23,201	89,122
弁理士業	4	-	4	40,806	-	40,806	11,600	29,206
税理士業	300	13	313	2,382,063	77,454	2,459,517	899,001	1,560,516
公認会計士業	36	1	37	372,708	4,887	377,595	107,300	270,295
計理士業	-	-	-	-	-	-	-	-
社会保険労務士業	55	1	56	330,697	3,291	333,988	162,400	171,588
コンサルタント業	139	5	144	726,849	20,429	747,278	400,446	346,832
設計監督者業	352	14	366	2,025,316	64,372	2,089,688	1,049,078	1,040,610
不動産鑑定業	14	-	14	99,951	-	99,951	40,600	59,351
デザイン業	83	2	85	381,723	8,381	390,104	244,084	146,020
諸芸師匠業	88	10	98	367,401	38,105	405,506	279,850	125,656
理容業	90	3	93	366,664	10,371	377,035	265,109	111,926
美容業	230	9	239	1,077,094	38,740	1,115,834	683,677	432,157
クリーニング業	14	5	19	55,165	12,992	68,157	52,200	15,957
公衆浴場業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科衛生士業	-	-	-	-	-	-	-	-
歯科技工士業	94	2	96	431,695	7,606	439,301	277,192	162,109
測量士業	35	2	37	195,039	7,849	202,888	105,609	97,279
土地家屋調査士業	106	-	106	811,850	-	811,850	304,984	506,866
海事代理士業	x	x	x	x	x	x	x	21,310
印刷製版業	x	x	x	x	x	x	x	7,424
合計	2,550	79	2,629	18,406,540	360,730	18,767,270	7,517,789	11,249,481

(注) (1) (2) (3) 共通

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成24年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 1人で2以上の事業を兼業するものについては、主たる事業欄に記載した。
- 「所得金額」は、社会保険診療等に係る課税除外分を控除した金額を記載した。
- 2以上の都道府県に分割する個人については、主たる事務所等が本県に所在するものを記載し、本県に従たる事務所等の所在するものについては記載されていない。

(4) 分割個人の所得金額に関する調

(単位：人，千円)

区分	本県本店分				他県本店分	
	課税人員	課税所得金額			課税人員	分割を受けた課税所得金額
		当該県分	他の県分	計		
第1種事業	-	-	-	-	x	4,580
第2種事業	-	-	-	-	x	431,645
第3種事業	x	49,280	24,641	73,921	-	-
計	x	49,280	24,641	73,921	x	436,225

- この調は、当年度において課税したもの（減免により税額がなくなったものを除く。）のうち平成24年中の所得分について作成した。したがって、事業主控除による失格者については記載されていない。
- 課税所得金額は、事業主控除後の所得金額である。